

平成28年度鳥取県環境審議会(第1回)次第

日時：平成29年1月16日(月)
午前10時～11時30分まで
場所：ホープスターとっとり 7階 銀河の間
(鳥取市永楽温泉町556)

1 開会

2 会長・副会長の選任

3 議事

- (1) 各委員の所属部会の指名及び部会長の選任(資料1)
- (2) 審議会の概要(資料2)
 - ①審議会の事務
 - ②前期までの諮問・答申状況
- (3) 部会議決事項
 - ①温泉掘削等許可について(資料3)
 - ②地下水環境調査計画書について(資料4)
- (4) 報告事項
 - ①とっとり環境推進県民会議の立上げについて(資料5)
 - ②平成27年度鳥取県内における水環境、大気環境、一般環境中のダイオキシン類の調査結果について(資料6)
 - ③第2期東郷池水質管理計画(案)について(資料7)
 - ④高病原性鳥インフルエンザ検出に伴う対応状況について(資料8)

4 その他

鳥取県環境審議会委員名簿(任期:平成29年1月11日から平成31年1月10日まで)

委員名	職名等	分野	出欠
アオキ カオル 青木 薫	米子工業高等専門学校 教授 物質工学科	無機材料、物質工学	○
アカイ フエ 赤井 伸江	NPO南部里山デザイン機構 理事	自然環境保全 ビオトープ	○
アスマ ショウコ 東 尚子	(公財)日本環境協会 課長代理	環境教育	○
インガ ヒロアキ 石賀 裕明	島根大学大学院総合理工学研究科 地球資源環境学領域 教授	環境地質学	○
イトウ タケヒロ 伊藤 健彦	鳥取大学 助教 乾燥地研究センター	動物生態学	○
イトウ ヒロシ 伊藤 啓史	鳥取大学 准教授 農学部 獣医学科	獣医学	×
イハラ サキ 井原 早紀	環境省近畿地方環境事務所 浦富自然保護官事務所 自然保護官補	自然環境保全	×
ウエタ イズミ 上田 和泉	(株)中海テレビ放送 記者	報道	○
オオスミ カンヘロ 大住 克博	鳥取大学 教授 農学部附属フィールドサイエンスセンター	森林生態学	○
オカダ タマミ 岡田 珠美	(一財)鳥取県観光事業団 マネージャー、 県生物学会	動物、植物、 自然観察・体験等	○
オクムラ トモコ 奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動	○
キシモト ケスロ 岸本 康子	NPO養生の郷	環境実践活動	○
キタオカ コウイチ 北岡 豪一	岡山理科大学 非常勤講師 理学部	気象・海洋・陸水学、 地質学	○
シバガキ シンジ 柴垣 信司	(一社)鳥取県猟友会 会長	狩猟	×
タクラ キョウイチ 田倉 恭一	元水・大気環境課長	環境全般	×
タムラ ジュンイチ 田村 純一	鳥取大学 教授 地域学部 地域環境学科	有機化学	×
テジマ ヒデミツ 手島 秀光	公募委員	省エネ診断	○
ドイ カツオ 土居 克夫	NPO日本野鳥の会鳥取県支部長	野鳥保護	×
ナカモト サチコ 中本 幸子	鳥取大学 准教授 医学部 保健学科	保健学	×
ナジマ ユカリ 名島 ゆかり	NPOコンシューマーズサポート鳥取 理事	環境保全活動	×
ハンモト マサオ 橋本 賢生	鳥取県理美容高等専修学校 講師	温泉	○
ホウライ サワコ 賢来 佐和子	鳥取大学 准教授 地域学部 地域環境学科	環境化学	○
マツムラ ハルオ 松村 浩夫	鳥取環境大学 教授 環境学部 環境学科	廃棄物工学	○
マツモト マサツグ 松本 正嗣	鳥取県公衆浴場業生活衛生 同業組合 理事長	温泉	○
ミワ ハルミチ 三輪 陽通	三光(株)代表取締役社長	廃棄物処理	×
モリタ ノリコ 森田 典子	大山町住民生活課 課長	廃棄物行政	○
ヤスダ ヒロシ 安田 裕	鳥取大学乾燥地研究センター 准教授 気候・水資源部門	水文学	○
ヤマザキ ミホ 山崎 美穂	(株)パワフルジャパン伯耆	環境教育実践	○
ヨシザワ ハルミ 吉澤 晴美	(一社)大山観光局、県生物学会	生物の保全	○
ヨネイ テツロウ 米井 哲郎	智頭石油(株) 代表取締役社長	自動車(EV)、 再生可能エネルギー	○

50音順 敬称略

(事務局)

担当課	出席者
生活環境部	部長 広田 一恭 次長 太田 裕司
環境立県推進課	課長補佐 池山 恒平 係長 板倉 周也 衛生技師 竹永 陽斉
水・大気環境課	課長 大呂 英樹 室長 課長補佐 係長
循環型社会推進課	課長 山根 茂幸 係長 門脇 紗織 主事 景井 陽介
緑豊かな自然課	課長 池内 富久
くらしの安心推進課	課長 坂口 貴志

環境審議会委員名簿及び所属部会(事務局案)(H29年1月11日-H31年1月10日まで)

委員名	所属・職名	所属部会					
		企画政策	大気・水質	廃棄物・リサイクル	自然保護	温泉・地下水	鳥獣
東 尚子	(公財)日本環境協会 課長代理	○					
田村 純一	鳥取大学 教授 地域学部 地域環境学科	○					
手島 秀光	公募委員	○					
名島 ゆかり	NPOコンシューマーズサポート鳥取 理事	○					
米井 哲郎	智頭石油(株) 代表取締役社長	○					
青木 薫	米子工業高等専門学校 教授 物質工学科		○				
上田 和泉	(株)中海テレビ放送 記者		○				
岸本 康子	NPO養生の郷		○				
田倉 恭一	元水・大気環境課長		○				
安田 裕	鳥取大学乾燥地研究センター 准教授 気候・水資源部門		○				
奥村 知子	鳥取県連合婦人会			○			
松村 治夫	鳥取環境大学 教授 環境学部 環境学科			○			
三輪 陽通	三光(株)代表取締役社長			○			
森田 典子	大山町住民生活課 課長			○			
山崎 美穂	(株)パワフルジャパン 伯耆			○			
赤井 伸江	NPO南部里山デザイン機構 理事				○		
伊藤 健彦	鳥取大学 助教 乾燥地研究センター				○		
井原 早紀	環境省近畿地方環境事務所 浦富自然保護官事務所 自然保護官補				○		
大住 克博	鳥取大学 教授 農学部附属フィールドサイエンスセンター				○		
岡田 珠美	(一財)鳥取県観光事業団 マネージャー、 県生物学会				○		
石質 裕明	島根大学大学院総合理工学研究科 地球資源環境学領域 教授					○	
北岡 豪一	岡山理科大学 非常勤講師 理学部					○	
中本 幸子	鳥取大学 准教授 医学部 保健学科					○	
橋本 賢生	鳥取県理美容高等専修学校 講師					○	
松本 正嗣	鳥取県公衆浴場業生活衛生 同業組合 理事長					○	
伊藤 啓史	鳥取大学 准教授 農学部 獣医学科						○
柴垣 信司	(一社)鳥取県猫友会 会長						○
土居 克夫	NPO日本野鳥の会鳥取県支部長						○
寶來 佐和子	鳥取大学 准教授 地域学部 地域環境学科						○
吉澤 晴美	(一社)大山観光局、県生物学会						○

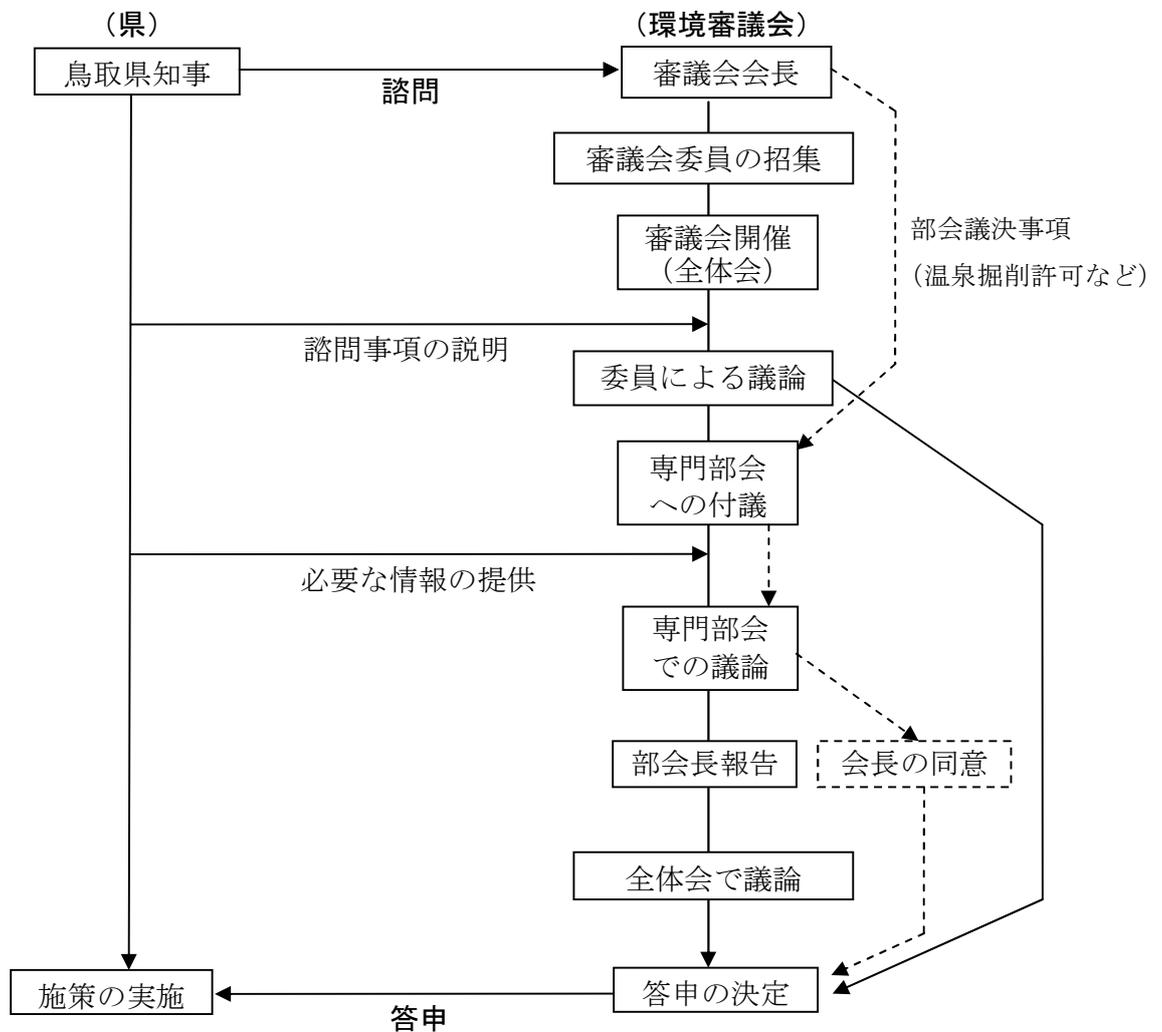
鳥取県環境審議会について

平成 29 年 1 月 16 日 / 環境立県推進課

1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第 27 条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は2年間)
- ・「企画政策部会」、「大気・水質部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「自然保護部会」、「温泉・地下水部会」、「鳥獣部会」の6部会を置く。

2. 審議会手続きの流れ



○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成8年10月8日
鳥取県条例第19号

第4章 鳥取県環境審議会 (設置)

第27条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県環境審議会運営要領

平成28年3月16日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 大気・水質部会
- 三 廃棄物・リサイクル部会
- 四 自然保護部会
- 五 温泉・地下水部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水・大気環境課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

- この要領は、平成13年10月 5日から施行する。
この要領は、平成15年10月27日から施行する。
この要領は、平成16年 8月30日から施行する。
この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成20年 5月26日から施行する。
この要領は、平成25年 1月11日から施行する。
この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務について

鳥取県環境審議会（全体会）

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
 - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること。
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
 - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

自然保護部会

- 自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
 - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
 - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
 - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
 - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
 - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会（全体会）で審議を行う。（例：●印）
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会（全体会）で審議を行う。（例：◎印）
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会（全体会）で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。（例：○印）

前期の諮問・答申の状況及び今後の審議予定

1. 前期の審議状況（H26.10～H28.10（全体決議））

No	諮問事項	諮問日	付議部会	審議状況
1	第6期中海湖沼水質保全計画について	H26.2.6	大気・水質部会	H27.1.8 答申済
2	次期鳥取県環境基本計画実行計画について	H26.10.16	企画政策部会	H28.3.16 答申済
3	次期鳥取県地球温暖化対策計画について	H26.10.16	企画政策部会	H28.3.16 答申済
4	次期鳥取県廃棄物処理計画について	H26.10.16	廃棄物・リサイクル部会	H28.3.16 答申済

2. 前期の部会議決（H26.10～H28.10）

No	諮問事項	対応状況	担当部会
1	温泉増掘許可申請について（1件）	諮問：H27.1.21 答申：H27.2.20	温泉・地下水
2	・第11次鳥獣保護管理事業計画（変更案）について ・第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画（案）について ・第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）管理計画（案）について …他4件	諮問：H27.5.15 答申：H27.5.25	鳥獣
3	影響調査計画書（地下水）について（3件）	諮問：H27.5.28 答申：H27.6.23	温泉・地下水
4	温泉増掘等許可申請について（2件）	諮問：H26.11.12 答申：H27.8.11	温泉・地下水
5	影響調査計画書等（地下水）について（4件）	諮問：H27.9.29 答申：H27.10.15	温泉・地下水
6	温泉掘削等許可申請について（3件）	諮問：H27.1.21 H27.9.24 答申：H27.10.27	温泉・地下水
7	影響調査計画書（地下水）について（1件）	諮問：H27.12.2 答申：H27.12.25	温泉・地下水
8	影響調査計画書等（地下水）について（2件）	諮問：H28.1.25 答申：H28.2.5	温泉・地下水
9	採取計画届出書（地下水）について（1件）	諮問：H28.3.28 答申：H28.4.18	温泉・地下水
10	影響調査計画書等（地下水）について（4件）	諮問：H28.5.31 答申：H28.6.22	温泉・地下水
11	温泉掘削許可申請について（1件）	諮問：H28.8.24 答申：H28.9.27	温泉・地下水

3. 審議会の開催状況（H26.10～H28.10）

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
全体会	H26.10.16	H27.1.8	H28.3.16		
企画政策部会	H27.12.7	H28.1.22	H28.3.15		
大気・水質部会	H26.10.16	H26.12.19			
廃棄物・リサイクル部会	H26.10.28	H28.1.22	H28.3.16		
自然保護部会					
温泉・地下水部会	H26.11.18	H27.1.30	H27.6.2	H27.10.1	H27.12.8
	H28.1.28	H28.3.28	H28.6.1	H28.9.2	
鳥獣部会	H27.5.25				

・開催状況（詳細）

H26.10.16	全体会（会長・副会長選出、所属部会決定、次期鳥取県環境基本計画実行計画について【諮問】、次期鳥取県地球温暖化対策計画について【諮問】、次期鳥取県廃棄物処理計画について【諮問】）
H26.10.16	大気・水質部会（第6期中海湖沼水質保全計画について）
H26.10.28	廃棄物・リサイクル部会（次期鳥取県廃棄物処理計画について）
H26.11.18	温泉・地下水部会（温泉増掘等許可申請【諮問】）
H26.12.19	大気・水質部会（第6期中海湖沼水質保全計画について）
H27.1.8	全体会（第6期中海湖沼水質保全計画について【答申】）
H27.1.30	温泉・地下水部会（温泉増掘等許可申請【諮問】）
H27.5.25	鳥獣部会（第11次鳥獣保護管理事業計画（変更案）について【諮問】、特定鳥獣保護管理計画について【諮問】）
H27.6.2	温泉・地下水部会（温泉増掘等許可申請【諮問】、影響調査計画書（地下水）【諮問】）
H27.10.1	温泉・地下水部会（温泉掘削許可申請【諮問】、影響調査計画書等（地下水）【諮問】）
H27.12.7	企画政策部会（次期鳥取県環境基本計画実行計画について、次期鳥取県地球温暖化対策計画について）
H27.12.8	温泉・地下水部会 （温泉動力装置許可申請【諮問】、影響調査計画書（地下水）【諮問】）
H28.1.22	企画政策部会（次期鳥取県環境基本計画実行計画について、次期鳥取県地球温暖化対策計画について）
H28.1.22	廃棄物・リサイクル部会（次期鳥取県廃棄物処理計画について）
H28.1.28	温泉・地下水部会（影響調査計画書等（地下水）【諮問】）
H28.3.15	企画政策部会（次期鳥取県環境基本計画実行計画について、次期鳥取県地球温暖化対策計画について）
H28.3.16	廃棄物・リサイクル部会（次期鳥取県廃棄物処理計画について）
H28.3.16	全体会（次期鳥取県環境基本計画実行計画について【答申】、次期鳥取県地球温暖化対策計画について【答申】、次期鳥取県廃棄物処理計画について【答申】）
H28.3.28	温泉・地下水部会（採取計画届出書（地下水）【諮問】）
H28.6.1	温泉・地下水部会（影響調査計画書等（地下水）【諮問】）
H28.9.2	温泉・地下水部会（温泉掘削許可申請【諮問】）

4. 今後の審議案件（予定）

諮問案件：次期廃棄物処理計画（平成30年度頃諮問予定）

予定案件：温泉・地下水部会…温泉掘削・動力装置設置等に係る許可（随時）

影響調査・採取計画書（地下水）の審査（随時）

鳥獣部会…次期鳥獣保護管理事業計画の策定、特定鳥獣保護管理計画の変更

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告
(温泉掘削等許可について)

平成29年1月16日
くらしの安心推進課

平成27年度第1回鳥取県環境審議会(平成28年3月16日開催)以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

1 温泉掘削等許可について

温泉法(法律第125号)に基づく温泉の掘削等の許可申請を受け、同法第32条に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したものを。

(1) 平成28年度 第2回 温泉・地下水部会(平成28年9月2日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
温泉の ゆう出路 の掘削	鳥取市 晩稲	浴用 (民間研修所へ の配湯)	20 cm	—	—	許可が適当とする。 ただし、許可の際は申請者に次のことを指導すること。 ・鉱泉分析法指針に従い、適切な温泉分析を実施すること。 ・連続揚湯試験時に、泉温の推移も併せて調査し、動力許可申請書に調査結果を添付すること。
			1,500 m	—		

◇参考

温泉法(抜粋)

(土地の掘削の許可)

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(増掘又は動力の装置の許可等)

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告
(地下水影響調査計画書等について)

平成29年1月16日

水・大気環境課

平成27年度第1回鳥取県環境審議会（平成28年3月開催）以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

地下水影響調査計画書等

とっりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（鳥取県条例第91号）に基づく影響調査計画書及び採取計画届出書の届出を受け、同条例第8条第2項及び第11条第2項に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したものを。

(1) 平成27年度 第5回 温泉・地下水部会（平成28年3月28日開催）

届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量	
				吐出口断面積（合計）	
諮採11号	採取計画届出書	琴浦町赤碕	養魚業	952,560 m ³ /年	今後井戸を追加掘削する際の、井戸の仕様や調査方法について意見
				251.2 cm ²	

(2) 平成28年度 第1回 温泉・地下水部会（平成28年6月1日開催）

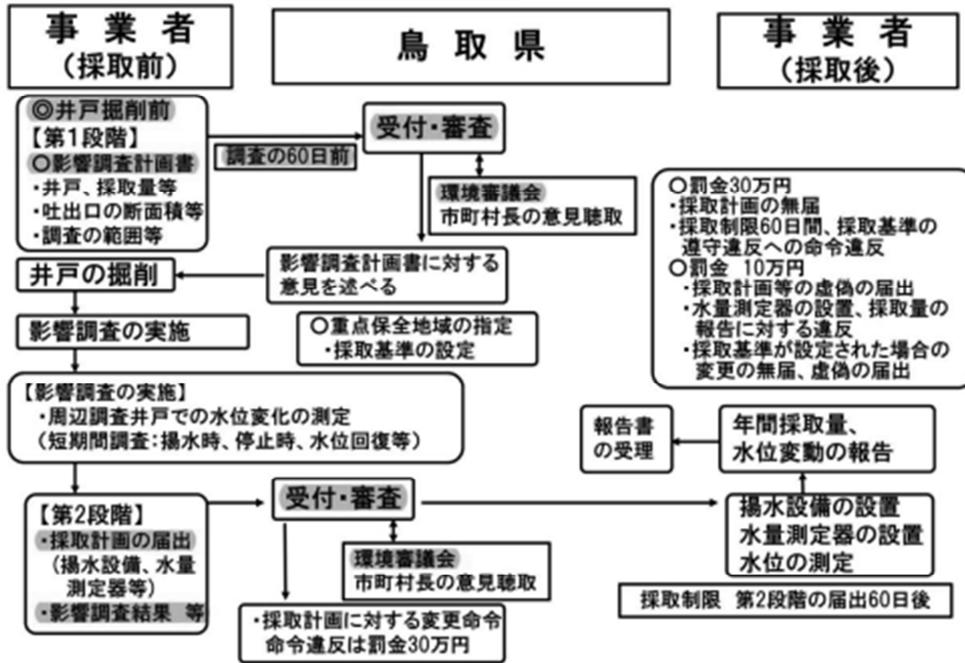
届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量	
				吐出口断面積（合計）	
諮掘13号	影響調査計画書	鳥取市河原町	食品製造業	912,500 m ³ /年	調査計画（調査時の揚水時間）について意見。
				235.6 cm ²	
諮採1号	採取計画届出書	米子市上後藤	空調利用（ヒートポンプ）	185,000 m ³ /年	塩水化対策（定期監視）について意見。
				150.72 cm ²	
諮採10号	採取計画届出書	鳥取市河原町	食品製造業	912,500 m ³ /年	地盤沈下の調査について、調査不要であることを意見。
				157 cm ²	
諮採12号	採取計画届出書	境港市渡町	製造業	69,280 m ³ /年	塩水化対策（定期監視）について意見。
				103.03 cm ²	

◇参考（届出の流れ、環境審議会の役割）

☞（別紙）とっりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の届出について

(別紙) とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の届出について

1 条例と届出の流れ (影響調査・採取計画等)



2 環境審議会 (温泉・地下水部会) の役割

審議会 (部会)	新たに地下水を採取する事業者 又は 採取量を増加しようとする既存事業者の届出に対して、妥当であるか等の意見を述べる。
県	審議会意見と市町村長意見を踏まえ、知事は事業者に地下水保全の見地から意見を述べる。

☞ 条例 第6、7、8条 (影響調査)、第9、11、12条 (採取計画) が審議会と関連。

◎ 新たな地下水の採取のための具体的な事務手続きステップ

- ① **影響調査計画書** の届出
 - ・添付書類 (地図や影響調査に関する書面)
 - ・井戸を掘削、設置又は採取量を増加する60日前までに届け出る。
- ↓
- ② 影響調査計画について **県から環境審議会と市町村長へ意見を聴取する。**
- ↓
- ③ 影響調査計画について県が審査を行い、その審査結果を県から通知する。
- ↓
- ④ 審査の結果問題がない場合、掘削や影響調査を実施。
- ↓
- ⑤ **採取計画届出書** の届出
 - ・添付書類 (地図や影響調査結果に関する書面)
 - ・地下水採取の60日前までに届け出る。
- ↓
- ⑥ 採取計画届出書と影響調査結果について **県から環境審議会と市町村長へ意見を聴取する。**
- ↓
- ⑦ 採取計画届出書と影響調査結果について県が審査を行い、その審査結果を県から通知する。
- ↓
- ⑧ 審査の結果問題がない場合、地下水の採取を開始することができる。
- ↓
- ⑨ **工事完了届出書** の届出
 - ・採取計画届出書の届出内容と変更がある場合は、変更の詳細を記載した書類を添付。
 - ・工事完了日から、15日以内に届け出る。

「とっとり環境推進県民会議」の立上げについて

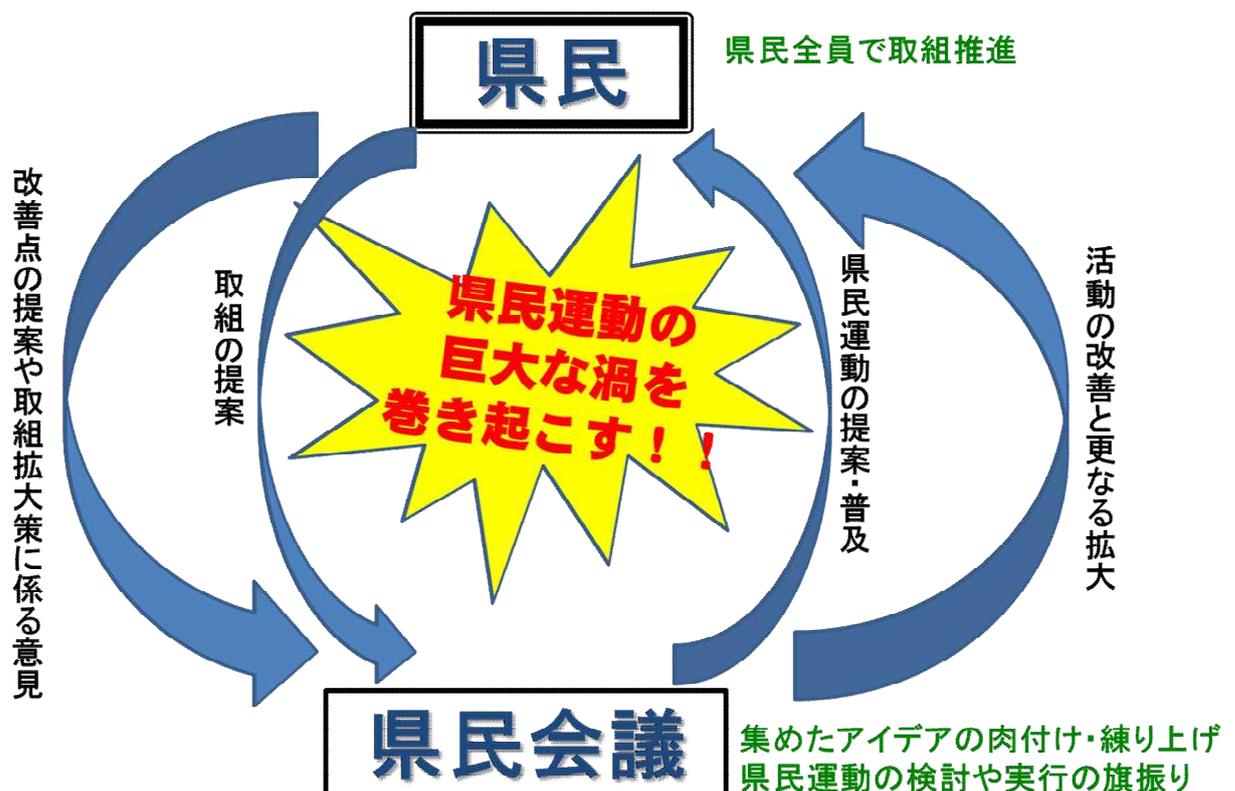
平成29年1月16日
環境立県推進課

「パリ協定」の発効（11月4日）を契機に、温室効果ガスの削減や循環型社会の構築を一層推進するため、県民、住民団体、事業者、行政等の各主体の連携・協働による環境実践の推進策に係る企画等を行うとともに、環境実践活動を県民運動として展開することとして、平成28年12月19日に「とっとり環境推進県民会議」を設立しました。

■「とっとり環境推進県民会議」の概要

目的	地域の環境への関心を高め、再生可能エネルギーの導入促進、循環型社会の構築など、温室効果ガス削減に向けた取り組みを県民運動的に進める。
参集団体	経済・商工団体、エネルギー事業者、森林関係者、報道、公共交通関連企業、住民・消費者等の各種関係団体、教育・行政関連など 19団体
方向性	環境実践に係る取組の県民運動的展開策について <ul style="list-style-type: none"> ・メンバーの取組状況や活動上の課題等の共有 ・実践活動の拡大を図る施策展開の検討（仕組みづくり） ・県民の環境への関心を高める広報手段
その他	当会議での提案や意見等を受け、平成29年度当初予算に向け調整を行っているところ。

■推進イメージ



【参考】とっとり環境推進県民会議 メンバー

カテゴリ	所属
事業者団体	鳥取県商工会議所連合会
	鳥取ガス株式会社
	日新バイオマス発電株式会社
	SB エナジー株式会社
	鳥取県森林組合連合会
	一般社団法人鳥取県バス協会
	若桜鉄道株式会社
	鳥取県飲食生活衛生同業組合
	鳥取県観光同業組合
住民団体等	鳥取県連合婦人会
	とっとり県消費者の会
	三朝温泉かじか蛙保存研究会
	鳥取県生活協同組合
報道機関	株式会社新日本海新聞社
教育	鳥取県 PTA 協議会
	鳥取市小学校校長会
行政等	米子市
	北栄町
	鳥取県地球温暖化防止活動推進センター
	鳥取県

計 19 団体（順不同）

平成 27 年度 鳥取県内における
水環境、大気環境、一般環境中のダイオキシン類の調査結果について

水・大気環境課

【水環境編】

平成 27 年度に実施した県内の公共用水域及び地下水の水質測定結果の概要は、次のとおりです。

A 公共用水域（河川、湖沼、海域）

1 測定地点

河川	124 地点
湖沼	25 地点
海域	37 地点
計 186 地点	

2 測定区分①／生活環境項目

(1) 測定項目 12 項目

pH	溶存酸素量 (DO)	全磷
BOD (河川)	大腸菌群数	全亜鉛
COD (湖沼、海域)	ノルマルヘキサン抽出物質	L A S
S S	全窒素	ノニルフェノール

(2) 測定結果

主要河川（一級河川、二級河川、都市河川）、湖沼および海域における調査結果は、次のとおりである。

(表 1-1 BOD、CODの状況)

	水系	BOD 又は COD (mg/L)		汚濁の目安*2
		年平均値	75%値*1	
主な 一級河川	千代川水系 (4 河川 13 地点)	<0.5~1.1	<0.5~1.4	概ね清浄
	天神川水系 (4 河川 12 地点)	<0.5~0.7	<0.5~0.6	清浄
	日野川水系 (3 河川 13 地点)	<0.5~0.8	<0.5~1.0	清浄
主な 二級河川 8 河川	蒲生川他 4 河川 (15 地点)	<0.5~0.9	<0.5~0.8	清浄
	勝部川 (5 地点)	0.5~2.2	<0.5~2.4	やや汚濁
	塩見川 (3 地点)	0.6~1.8	0.6~2.2	やや汚濁
	河内川 (3 地点)	0.6~0.8	0.6~0.9	清浄
都市河川	袋川 (鳥取市) (8 地点)	0.7~2.5	0.8~2.9	やや汚濁
	玉川 (倉吉市) (5 地点)	<0.5~1.1	<0.5~1.2	概ね清浄
	旧加茂川(米子市) (5 地点)	0.7~0.9	0.8~1.1	概ね清浄
湖 沼	湖山池 (4 地点)	5.0~5.6	5.3~6.4	汚濁
	東郷池 (4 地点)	4.1~4.5	4.6~4.9	汚濁
	中海 (9 地点)	2.4~4.8	2.6~5.5	汚濁
	多鯰ヶ池 (3 地点)	4.2~4.8	4.2~5.0	汚濁
海 域	美保湾 (8 地点)	1.4~2.2	1.5~2.3	やや汚濁
	日本海沿岸海域 (8 地点)	1.1~1.4	1.1~1.8	概ね清浄

*1 BOD (河川) 及び COD (湖沼及び海域) は 75% 値で評価を行う。

(75% 値は、年間の y 個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の (y × 0.75) 番目の数値)

*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの (例: 類型 AA レベル=清浄、A レベル=概ね清浄 ほか)

(表 1-2 全窒素及び全燐の状況)

	水系	全窒素 (mg/L)	全燐 (mg/L)	汚濁の目安*2
		年平均値*1	年平均値*1	
湖 沼	湖山池 (4 地点)	0.74~0.83	0.099~0.13	富栄養化
	東郷池 (4 地点)	0.44~0.49	0.046~0.056	富栄養化
	中海 (8 地点)	0.25~0.50	0.028~0.053	富栄養化
	多鯰ヶ池 (3 地点)	0.33~0.38	0.012~0.017	やや富栄養化

*1 湖沼に係る全窒素及び全燐は、表層の年平均値で評価を行う。

*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの(例: 類型Ⅲレベル=やや富栄養化、Ⅳレベル=富栄養化)

(3) 環境基準の達成状況

環境基準の類型当てはめが行われている 8 水域 48 地点 (3 河川、3 湖沼及び 2 海域) における環境基準の達成状況は以下のとおりである。

(表 1-3 環境基準の達成状況)

水域			環境基準		基準値	達成状況
			あてはめ類型	環境基準地点数		
河川	千代川	上流	AA	3 地点	BOD 1 mg/L 以下	未達成*1
		下流	A	2 地点	BOD 2 mg/L 以下	達成
	天神川	上流	AA	2 地点	BOD 1 mg/L 以下	達成
		下流	A	2 地点	BOD 2 mg/L 以下	達成
	日野川	上流	AA	3 地点	BOD 1 mg/L 以下	達成
		下流	A	2 地点	BOD 2 mg/L 以下	達成
湖沼	湖山池		A	4 地点	COD 3 mg/L 以下	未達成
			Ⅲ	4 地点	全窒素 0.4mg/L 以下 全燐 0.03mg/L 以下	未達成 未達成
	東郷池		A	4 地点	COD 3 mg/L 以下	未達成
	中海		A	3 地点	COD 3 mg/L 以下	未達成
			Ⅲ	3 地点	全窒素 0.4mg/L 以下 全燐 0.03mg/L 以下	未達成*2 未達成
	海域	美保湾	境港外港 港湾計画 水域	B	1 地点	COD 3 mg/L 以下
その他の 水域			A	7 地点	COD 2 mg/L 以下	未達成*3
日本海沿岸海域		A	8 地点	COD 2 mg/L 以下	達成	

*1 1 地点 (源太橋) のみ環境基準に不適合

*2 1 地点 (米子湾中央部) のみ環境基準に不適合

*3 境港市昭和町境港防波堤灯台の北方 0.2 km 地点のみ環境基準に不適合

3 測定区分②／健康項目

(1) 測定項目 27項目

カドミウム	四塩化炭素	チウラム
全シアン	1,2-ジクロロエタン	シマジン
鉛	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ
六価クロム	シス-1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
砒素	1,1,1-トリクロロエタン	セレン
総水銀	1,1,2-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
アルキル水銀	トリクロロエチレン	ふっ素
PCB	テトラクロロエチレン	ほう素
ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	1,4-ジオキサン

(2) 環境基準の達成状況

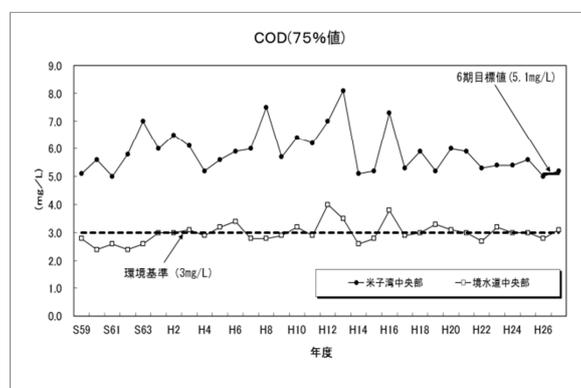
ほう素について、計2地点（蒲生川1地点、中海及び境水道1地点）が環境基準を超過していたが、いずれも海水の影響を受ける可能性がある調査地点であり、海水に含まれるほう素の影響を受けたものと考えられる。

その他の項目は、環境基準に適合していた。

B 県内三大湖沼の状況（中海、湖山池、東郷池のトピックス）

（1）中海

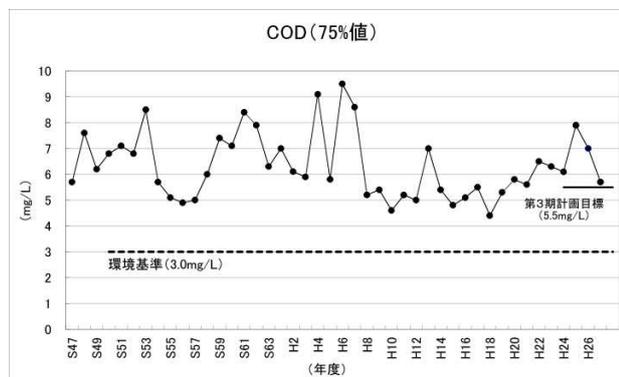
- ・H27年3月に湖沼特別措置法に基づく第6期水質保全計画を鳥取県・島根県で策定し、各種浄化対策に取り組んでいるところ。H27年度のCODは、S59年以降で最も低い値であった前年度より若干上昇したものの、過去の変動範囲内での低めの値で継続的に推移している。
- ・H28年8月には山陰地方で初開催となる「鳥取 中海SUPフェスティバル」や、15年ぶりの全国規模のラムサールシンポジウム「ラムサールシンポジウム2016 in 中海・宍道湖」を開催した。SUPフェスティバルでは約300名の参加者が中海の魅力を感じる存分体験し、シンポジウムでは約400名の参加者が活発な意見交換を行い湿地の重要性について再認識した。



（左：COD 経年グラフ（H27年度）／中：H28年8月中海 SUPフェスティバル／右：8月ラムサールシンポジウム in 中海・宍道湖）

（2）湖山池

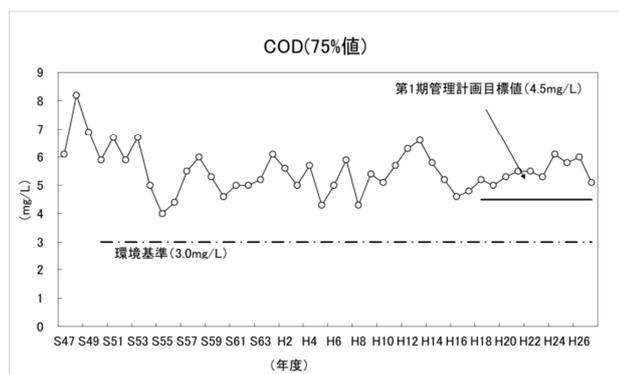
- ・汽水化からおおよそ5年間が経過したところで、H28年度も近年2年と同様に、きめ細かな水門操作等により将来ビジョンに定める2,000～5,000mg/Lの範囲での塩分濃度管理ができている。また、水質も概ね安定してきており、近年3年のうちで最も良好な状況にある。
- ・現在改築中である水門はH29年度に完成する予定であり、より緻密な水質管理が可能となる見込み。



（左：COD 経年グラフ（H27年度）／右：塩化物イオン濃度の推移・年度別グラフ）

（3）東郷池

- ・H27年度末で第1期の水質管理計画が終了し、現在、次期水質管理計画の策定準備を進めている。（計画概要は別紙参照）
- ・H27年度の水質は、比較的良好な状態を示している。また、ワイズユースの取り組みも進んでいる。



（左：COD 経年グラフ（H27年度）／右：H28年11月愛らぶ東郷池バイク or ウォーク）

C 地下水

1 調査対象井戸

9市町54箇所

(鳥取市・米子市・境港市・岩美町・智頭町・三朝町・湯梨浜町・北栄町・日吉津村)

2 調査項目

カドミウム等28項目(主として健康項目)

3 調査内容及び調査回数

調査内容 (調査箇所数)	調査回数	概要
概況調査 (13箇所)	年1回(ただし、国土交通省が実施した3箇所の井戸については年4回)	県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施
汚染井戸周辺地区調査 (0箇所)	平成27年度実績なし	概況調査等により新たに発見された汚染について、汚染範囲の確認のため実施するもの
継続監視調査 (41箇所)	年1～4回	同一地点での地下水質の経年的なモニタリングとして実施

4 調査結果

継続監視調査において、計17箇所(鳥取市・境港市・智頭町・湯梨浜町・北栄町)で下表のとおり環境基準に適合していないことを確認した。

なお、概況調査において、新たな汚染井戸は確認されなかった。

(表2 環境基準の超過状況)

市町村名	区域及び井戸数	項目 (環境基準)	検出状況	汚染原因 (推定)	対策等
鳥取市	行徳、寿町、片原、戎町、用瀬町用瀬の5ヶ所の井戸 ※用瀬：ふっ素のみ ※行徳、寿町：ほう素のみ	ふっ素(0.8mg/L)	0.92～5.7mg/L	自然的要因(温泉水の混入等)	井戸所有者への周知と飲用指導
		ほう素(1.0mg/L)	1.1～4.2mg/L		
	朝月の1箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.019mg/L	自然的要因	
境港市	渡町の2箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/L)	13mg/L	施肥若しくは生活雑排水の影響	
智頭町	智頭の7箇所の井戸	トリクロロエチレン(0.01mg/L)	0.012～0.085mg/L	不明	
湯梨浜町	中興寺の1箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	1.1mg/L	自然的要因(周辺温泉水の影響)	
北栄町	大島の1箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.024mg/L	自然的要因(地層・地質、温泉水の混入等)	

【大気環境編】

大気汚染防止法第18条の24、第20条及び第22条に基づき実施した大気汚染調査の平成27年度結果の概要は、次のとおりです。

1 常時監視

(1) 二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素

毎年環境基準を達成しており、平成27年度も測定を行ったすべての地点で環境基準を達成した。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

例年、黄砂等が原因で環境基準を達成しないことが多いが、平成27年度は、測定を行ったすべての地点で短期的評価及び長期的評価いずれも環境基準を達成した。

(3) 光化学オキシダント

全国的に環境基準達成率が非常に低い状況にあり（達成率(一般局) 0%(0局/1494局)、本県においてもすべての地点で環境基準(1時間値 0.06ppm以下)を達成しなかった。なお、昼間1時間値の最高値は0.111ppm(倉吉保健所局)であり、大気汚染防止法第23条に定める緊急時の基準(注意報レベルの濃度1時間値0.12ppm)を下回っていた。

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

県内4地点で測定を行った。平成27年度は、県庁西町分庁舎においては、長期的評価及び短期的評価のいずれも環境基準を達成しなかったが、その他の測定局においては、短期的評価及び長期的評価のいずれも環境基準を達成し、平成26年度の状況よりも改善した。(平成26年度は、鳥取保健所においては、短期的評価及び長期的評価のいずれも環境基準を達成せず、米子保健所局及び倉吉保健所局においては、長期的評価の環境基準は達成したが、短期的評価の環境基準を達成しなかった。)

非達成の原因として、大陸からの越境汚染の影響が大きいと考えられる。

表 環境基準達成状況(常時監視)

測定局	区分	所在地	項目					
			二酸化 いおう	浮遊粒子 状物質	二酸化 窒素	一酸化 炭素	光化学 オキシダント	微小粒子 状物質
県庁西町分庁舎 (H27年5月～)	一般	鳥取市西町	○	○	○	○	×	×
米子保健所	一般	米子市東福原	○	○	○	—	×	○
倉吉保健所	一般	倉吉市東巖城町	○	○	○	—	×	○
境港市誠道町	一般	境港市誠道町	—	○	—	—	—	○
栄町交差点	自排	鳥取市栄町	—	○	○	○	—	—
米子市役所前	自排	米子市加茂町	—	○	○	○	—	—

【凡例】○：達成、×：非達成、△：長期的評価は達成したが短期的評価で非達成

※平成27年5月より、隣接する県立中央病院の建替工事に伴い、鳥取保健所局の機能を県庁西町分庁舎局に移設して常時監視を行っている。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査

環境基準が設定されている4物質(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)について、すべての地点で環境基準を達成した。

また、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」が設定されている9項目(アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物)についても、すべての地点で指針値以下であった。

その他の国内基準等が定められていない8物質については、全国平均と比べて概ね同等又は低い値で推移していた。

【参考】 環境基準及び評価方法

大気汚染物質	環境基準	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）が0.06ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて、昼間（5～20時）の時間帯における1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	短期的評価	測定結果の1日平均値のうち年間98パーセント値が35μg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	測定結果の1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。

備考1 短期的評価は、連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価するもの。

2 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するためなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえ、評価するもの。

【ダイオキシン類調査編】

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、一般環境中の汚染状況を把握するために実施した大気、水質・底質、地下水及び土壌に含まれるダイオキシン類調査の平成27年度結果の概要は、次のとおりです。

1 調査期間

平成27年4月～平成28年2月

2 調査地点数

(1) 大気： 4地点…年4回

(2) 水質・底質： 18地点（河川：6、湖沼：7、海域：5）…年1回
9地点（河川）…年2～5回

(3) 地下水： 7地点…年1回

(4) 土壌： 15地点（一般環境土壌：9地点、発生源周辺土壌：6地点）…年1回

3 分析機関

株式会社日本総合科学山陰支所（米子市灘町三丁目148-1）

4 測定結果の概要

すべての項目、地点で環境基準を達成した。

平均値は、全国調査の平均値を下回る値であった。水質調査で湖山池ほか4地点、底質調査で塩川ほか6地点、土壌調査で一般環境1地点が全国平均を上回った

調査区分	単位	測定結果			全国（平成26年度）			環境基準
		平均	最小	最大	平均	最小	最大	
大気（一般環境）	pg-TEQ/m ³	0.0078	0.0064	0.010	0.020	0.0037	0.42	0.6 以下
公共用水域	水質 pg-TEQ/L	0.11	0.015	0.33	0.18	0.012	2.1	1 以下
	底質 pg-TEQ/g	4.3	0.066	20	6.4	0.068	680	150 以下
地下水	pg-TEQ/L	0.015	0.014	0.016	0.050	0.012	1.0	1 以下
土壌	一般環境 pg-TEQ/g	1.3	0.0052	9.4	1.6	0	57	1,000 以下
	発生源周 辺	0.61	0.00081	1.1	4.0	0	100	

【参考】

○ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

○1 pg（ピコグラム）は、1兆分の1グラム。

○TEQ(Toxic Equivalent：毒性当量)

ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム（案）について

水・大気環境課

1. 概要

東郷池の水質浄化を総合的に推進していくため「東郷池水質管理計画」（平成18年度～27年度）及び「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」（平成20年度～27年度）を策定し、湯梨浜町と共に各種施策を実施してきた。その結果、公共下水道の普及（接続率98%）が進むなど、生活排水対策が最大限進められてきたことから、今後は、残された課題の解決に取り組むため、住民参画による各種取組を進めていく必要がある。このため、地域住民が東郷池に親しみ、関心を持ち協働・参画が出来る水質管理計画の策定を目指している。

第2期水質管理計画となる「みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム（案）」では、住民理解と参画を得ることを目的として住民・事業者・行政の協働により、20～30年後の目指すべき姿を定めた「長期ビジョン」を策定した。また、これまでのCODなどの科学的な指標に加え、一般の方々にも分かり易い指標（感覚指標、利活用指標、住民活動の活性化指標）を長期ビジョンの評価指標として導入し、長期ビジョンの達成を協働で目指していく。

第2期東郷池水質管理計画(平成28～37年度)のポイント

●東郷池周辺住民・事業者の参画・協働を重視した水質管理計画

周辺住民・事業者に東郷池について関心を持っていただくことを目的とし、一般の方々も分かりやすい水質の感覚指標や住民活動の活性化指標を導入すると共に、環境教育の支援をはじめ各種住民活動の支援充実。

●長期ビジョンの設定

東郷池の環境を将来にわたり保全していくため、地域住民及び周辺事業者の理解と参画を得ることを目的とした「東郷池長期ビジョン」を策定。

●多角的な評価指標の導入

これまでのCOD等の科学的な水質指標に加え、五感に基づく感覚指標、東郷池の利活用指標、住民活動の活性化指標など様々な評価指標を導入し、東郷池の水質環境改善を総合的に推進。

●東郷池健康診断の実施（長期ビジョンモニタリングとPDCAサイクルの実施）

上記の評価指標の検証を行うことで長期ビジョンの実現を目指す、東郷池健康診断を実施。

東郷池長期ビジョン(20～30年後の東郷池の目指すべき姿)

「豊かで美しい、活力あふれる東郷池」(案)

長期ビジョン達成のため4本柱となる重点項目を次のとおり掲げ、各種施策を実施します。

「美しい東郷池」、「豊かな生態系」、「人々が集う憩いの場」、「住民活動との協働」

長期ビジョン達成のための各種施策

●流入負荷削減対策（美しい東郷池）

・下水道接続率向上等の生活排水対策の他、水田や果樹園などの農業地域からの汚濁負荷削減のため、施策目標値を定めて流入負荷を一層削減。⇒第2期では面源負荷対策強化として、東郷池周辺で栽培が盛んな果樹についても、環境負荷を削減するため施策目標（GAP）を設けて取り組む。

※GAP（農業生産工程管理）：記録しながら生産を行うことで余計な施肥・農薬飼料を防止する。

●池内の浄化対策（美しい東郷池）

・漁業が行う池内、池底などの清掃活動を支援（湯梨浜町）。栄養塩湖外搬出のための藻刈り（現在は休止中）、漁業振興支援など実施。

●自然浄化機能の回復（豊かな生態系）

・水草の移植、漁業資源回復のための覆砂・浅場造成などを支援し、生態系を利用した自然の浄化機能を促進する。

●環境保全と賢明な利用（ワズユース）の促進（人々が集う憩いの場）

・魚介類のブランド化、観光利用の促進、東郷池周辺でのイベントの実施など、東郷池の資源・恵みを賢明利用することで、東郷池に集い、憩う人々の東郷池への関心を高め、環境保全意識の醸成に繋がります。

●住民活動との協働促進

・湖沼環境モニターの実施、環境学習の支援、環境保全活動の支援など住民活動との協働を促進します。

2. COD、全窒素、全リンの目標値について

- ・次の理由から、目標値は第1期計画の目標値を引き継ぐ。
⇒近年の日本海側の潮位の上昇や地球温暖化等、東郷池の水質管理を行う上で難しい環境にある。
⇒第1期で目標値を達成できたのは、平成26年度の全窒素のみで継続的な目標値達成には至っていない。

3. 東郷池の水質の動向について

- ・CODは24年度頃一時的に高値を示したが、長期的にみれば改善傾向。全窒素は、長期的に見れば改善傾向、全リンは上昇・下降を繰り返しているが長期的に見れば横ばい。
- ・第1期の計画期間中の水質（COD、全窒素、全リン）は概ね横ばいで環境基準は未達成。
- ・水質目標値は、平成26年度の全窒素で達成したが、これ以外は何れも未達成。

【平成27年度数値と目標値】

- ・COD：5.1（目標値：4.5）／全窒素：0.49（目標値：0.46）／全リン：0.056（目標値：0.032）
※単位：mg/L

4. パブリックコメントの結果について

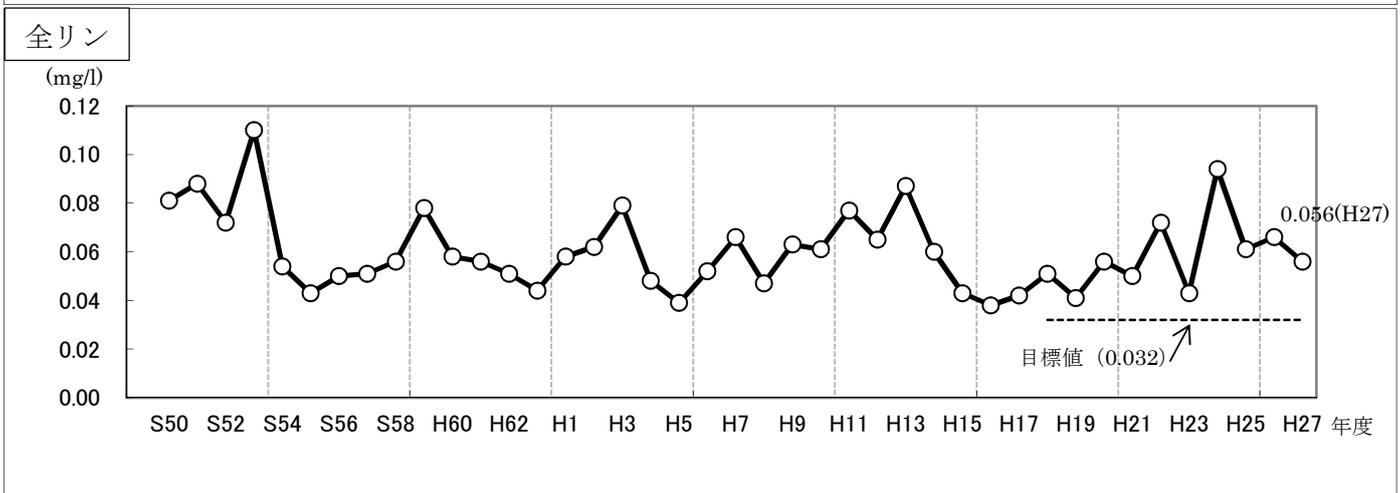
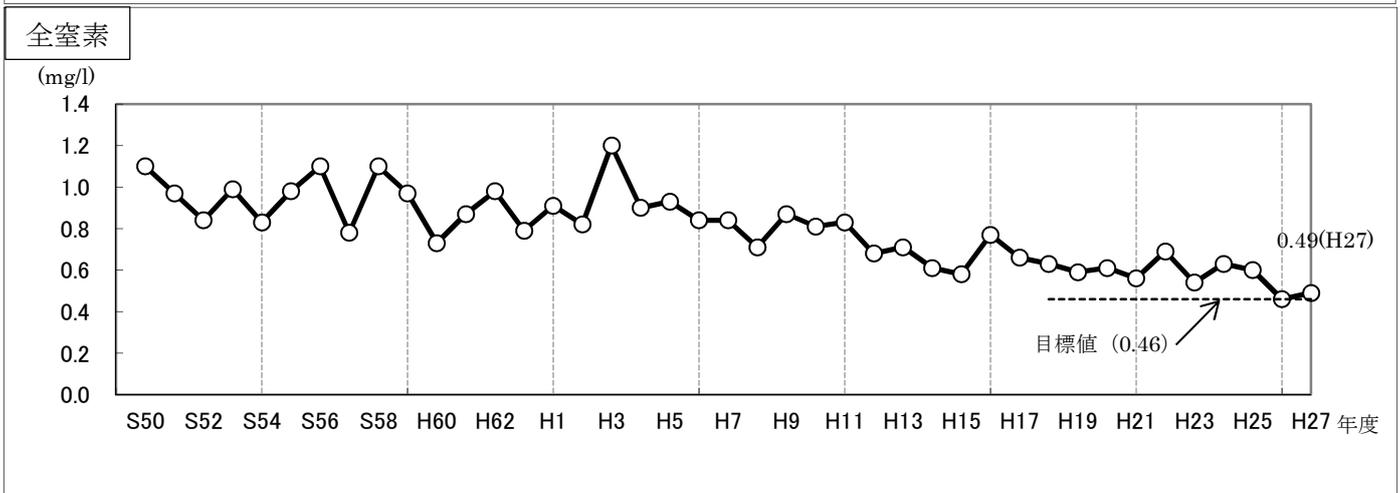
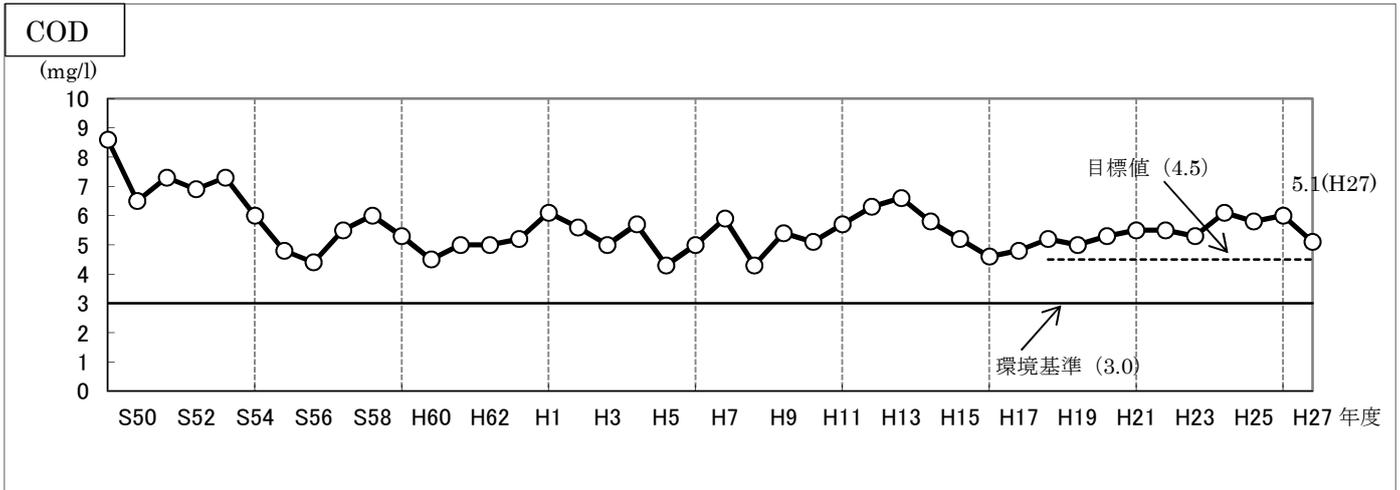
- ・実施期間／平成28年12月5日～25日
- ・意見件数：1件（郵送）
- ・意見概要／かつて東郷池では、流入河川が東郷池に合流する前に堀があり、そこである程度の汚濁が除去出来ていた。先人の知恵を借り、水質浄化に取り組んでみてはどうか。
- ・対応方針／計画に既に盛り込み済み（東郷池の湖内環境保全に資する調査研究の材料として検討します。）

5. スケジュール

時期	内容	備考
12/15	常任委員会報告	
H29.1/16	県環境審議会へ報告	
H29.1月頃	湯梨浜町環境審議会、水質浄化を進める会と協議	
H29.2月頃	常任委員会報告／計画策定	完成版を報告

6. 参考資料

○東郷池水質の動向



高病原性鳥インフルエンザウイルス検出に伴う対応状況について

平成29年 1月 16日
緑豊かな自然課

平成28年11月15日に鳥取市気高町で採取された野鳥の糞便、また11月20日に米子市彦名新田で回収されたコハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを受け、鳥取県ではホームページ等で県民へ注意喚起を呼びかけるとともに、野鳥の監視体制を強化しているところです。県内においては現在まで異常は認められていませんが、11月28日に青森県、29日に新潟県の農場において感染の疑いのあるあひるや鶏が確認され、殺処分が行われたほか、12月には北海道、宮崎県、熊本県の農場でも同様の事案が発生し殺処分が行われました。また、秋田県や鹿児島県をはじめ今シーズンは野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出事例が過去最多となっております。

1 主な経過

(1) 鳥取市気高町日光（日光池周辺）

- ・11/15 野鳥の糞便採取。
- ・11/21 H5N6亜型であることが確定し、同日、県関係課による庁内連絡会議を開催。環境省が重点監視区域（10km圏内、鳥取市・湯梨浜町の一部が区域）を設定。県東部を中心に野鳥監視体制を強化
- ・11/23～25 環境省による野鳥緊急調査を実施。 → 異常なし。
- ・11/18 野鳥の糞便を採取し、11/28にH5N6亜型であることが確定。
- ・1/3 環境省が野鳥重点監視区域を解除。（糞便採取日から45日後）

(2) 米子市彦名新田（米子水鳥公園）

- ・11/20 コハクチョウを2個体回収。
- ・11/25 遺伝子検査でA型鳥インフルエンザウイルス検出され、同日、県関係課による庁内連絡会議を開催。環境省が野鳥重点監視区域（10km圏内、米子市・南部町の一部が区域）を設定。県西部を中心に野鳥監視体制を強化。
- ・11/30 H5N6亜型であることが確定。
- ・12/10～13 環境省による野鳥緊急調査を実施。 → 異常なし。
- ・1/5 環境省が野鳥重点監視区域を解除。（回収日から45日後）

2 県の野鳥監視体制について

11月21日の鳥取市気高町日光での確定を受け、全県で野鳥監視を開始。主要監視ポイントは毎日、その他の監視ポイントは2日に1回程度見回り。

11月25日の米子市彦名新田での遺伝子検査の結果を受け、東部、西部とも10km圏内を重点監視。

区分	監視体制	主な監視地点	その他の監視地点	備考
東部	3班	日光池、水尻池、湖山池 千代川河口	蒲生川河口、百谷ダム等	
中部	2班	東郷池、天神川河口	由良川河口等	
西部	西部	米子水鳥公園、日野川河口	彦名干拓地等	
	日野	オシドリ観察小屋、日南湖、鶺鴒池	日野川等	

3 今後の対応

- ・県による野鳥の監視パトロールは、当面継続して実施する。
- ・野鳥、家きん、愛玩鳥を含め、関係業者、県民への注意喚起を引き続き行っていく。